

# 日医工医療行政情報

<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/>

## 調剤報酬全点数解説（2022年度改定版） 「外来服薬支援料 1」

作成：日医工株式会社（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第6345号 寺坂裕美  
日医工株式会社（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第6178号 栗原盛一

凡例

参考資料

MPSコメント

（4月15日更新）

・2022年度改定に合わせて内容を更新しました。

本資料は、2022年4月13日迄の情報に基づき、日医工（株）MPSグループが編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます

資料No.20220415-1115-1

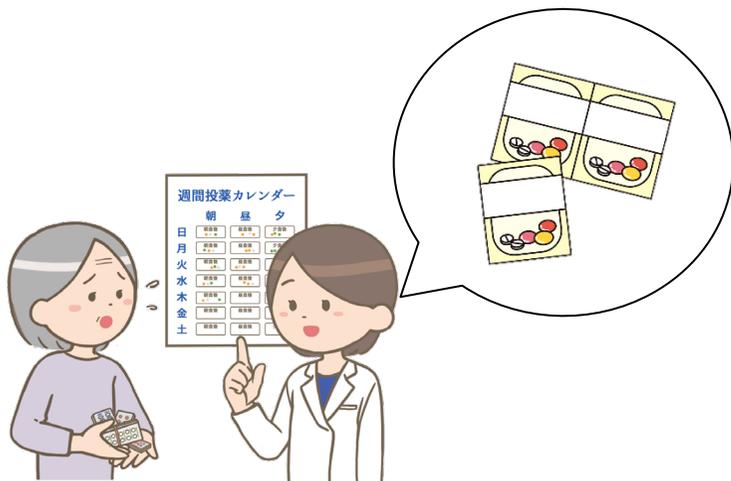
# 14の2「1」 外来服薬支援料 1

要件	点数
処方医に確認した上で患者が服薬中の薬剤について服薬管理を支援した場合(注1)、又は持参した服用薬の整理等の服薬管理を行いその結果を医療機関に情報提供した場合(注2)、月1回に限り算定（処方箋の受付によらない）	185点

## 【主な要件】

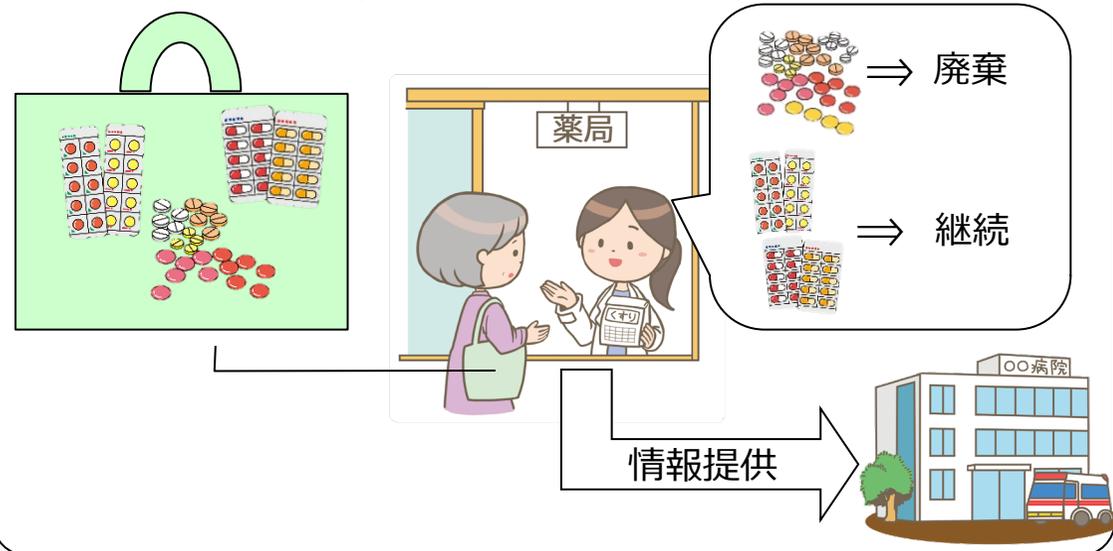
(注1)

服薬管理が困難な患者が服用中の薬剤について、服薬管理を支援した場合に算定する



(注2の場合)

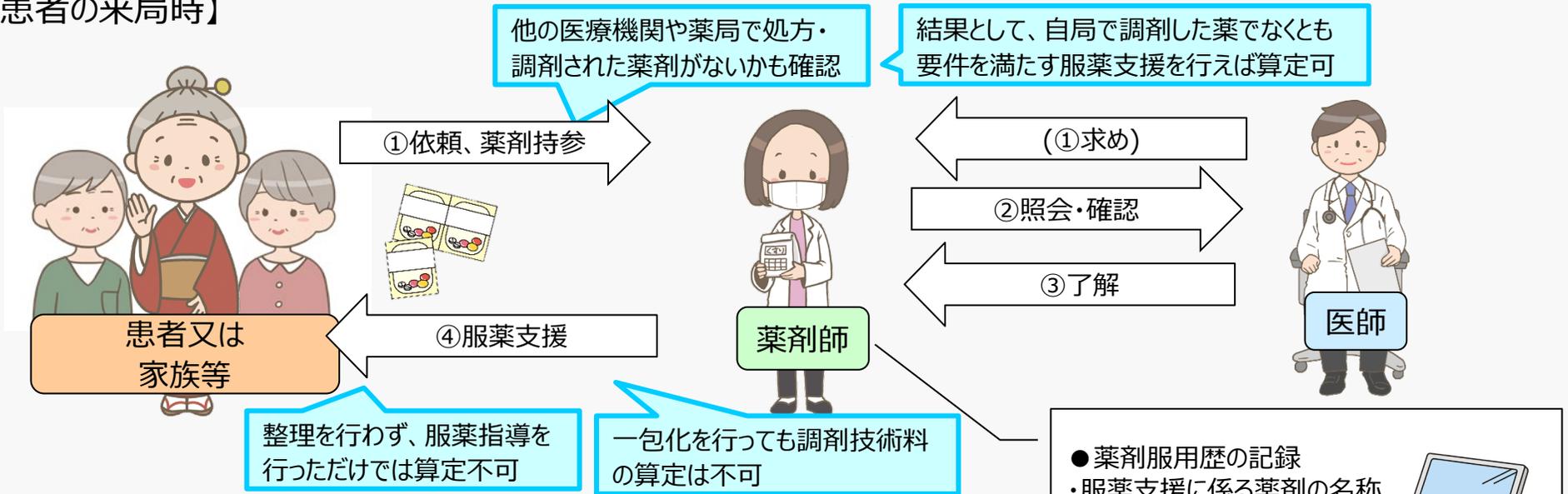
患者等が持参した服用薬の整理等を行い、結果を医療機関に情報提供した場合に算定する



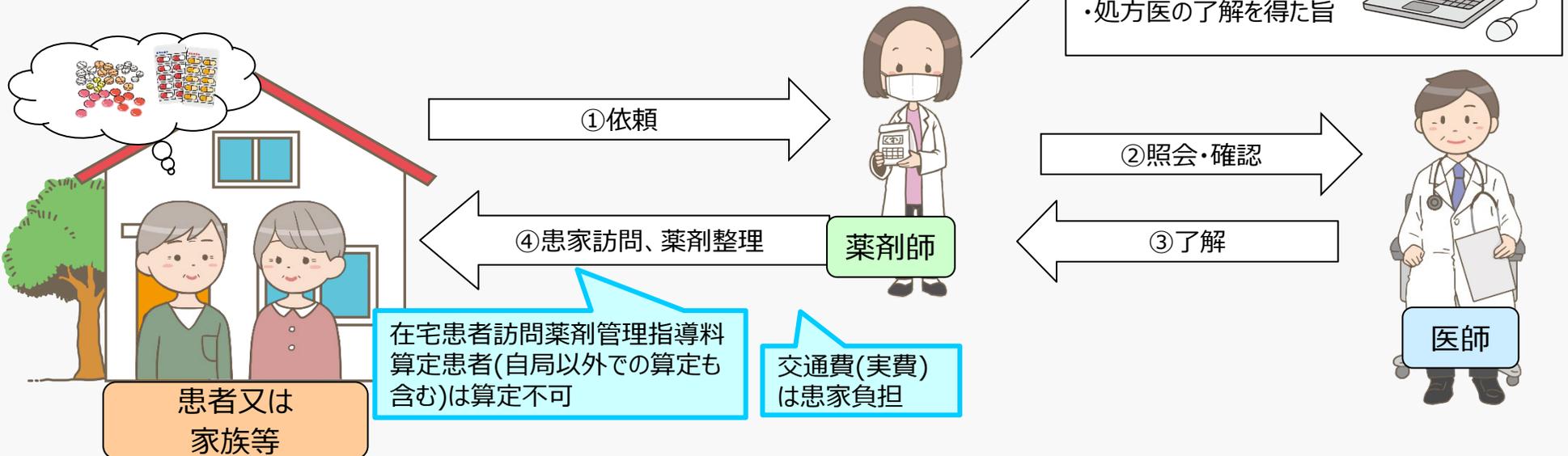
治療上の必要性が認められる場合に、合わせて服薬支援1回につき、月1回に限り算定

# 処方医に確認の上、服薬管理を行う場合（注1）の流れ

## 【患者の来局時】

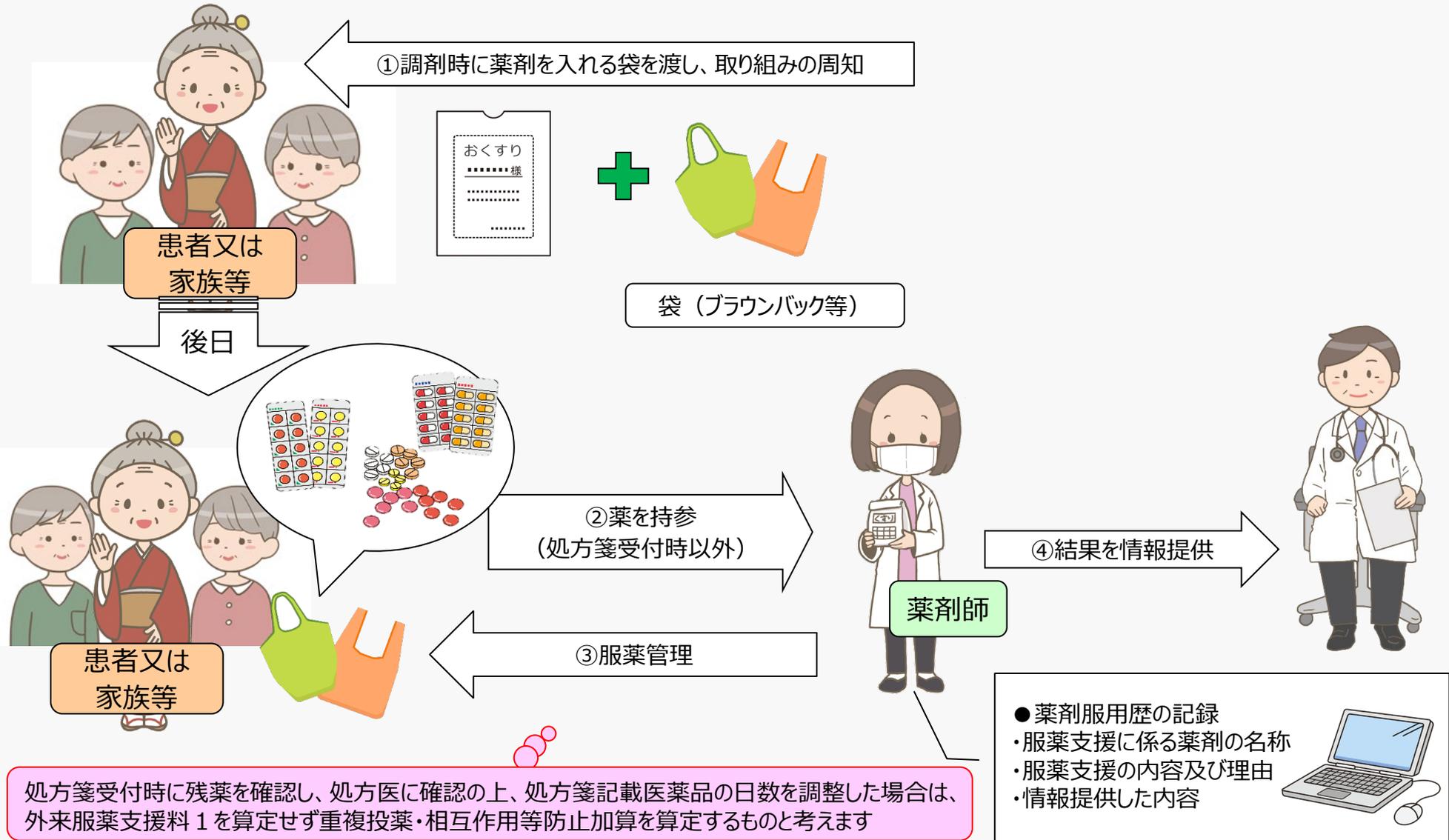


## 【患家へ訪問する場合】



本資料は、2022年4月13日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

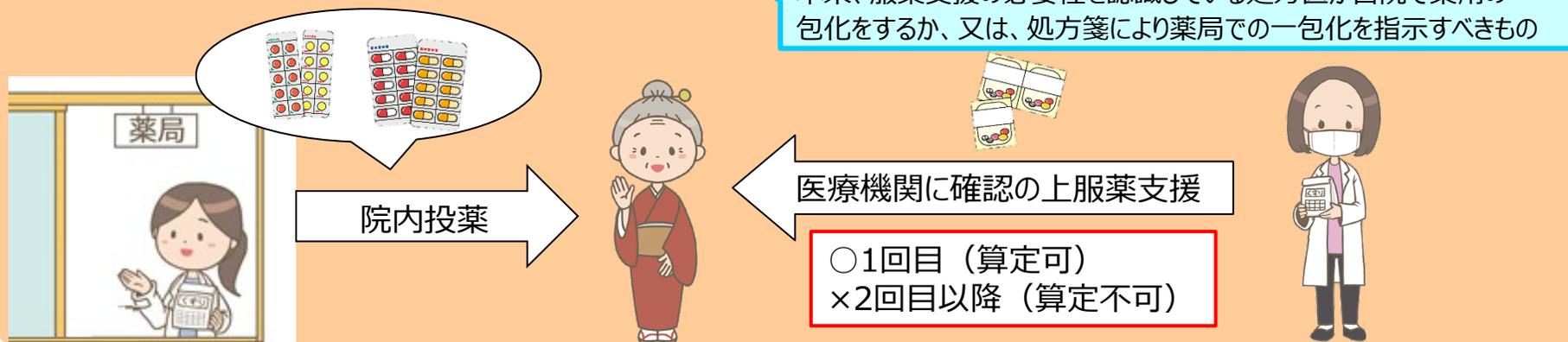
# 患者等が持参した服用薬の整理等を行う場合（注2）の流れ



# 疑義解釈

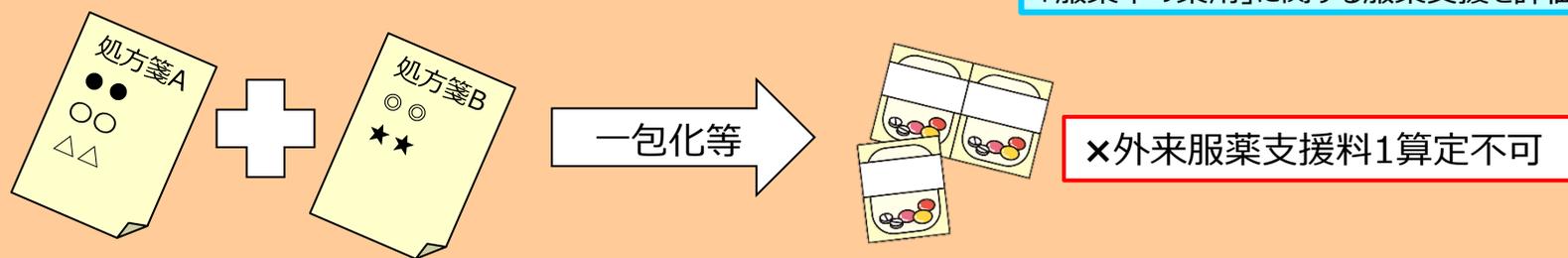
## 【2008/5/9疑義解釈その2】

院内投薬された薬剤を持参した患者に対して、服薬支援の必要性を処方医に確認の上、一包化等を行い、外来服薬支援料を算定した場合において、その後も引き続き一包化が行われずに院内投薬が行われ、繰り返し当該薬局で外来服薬支援を実施したような場合は、算定できない。



## 【2012/8/9疑義解釈その8】

同一又は異なる保険医療機関の複数診療科から処方日数の異なる処方箋を保険薬局が受け付けた場合、薬剤等を整理し、日々の服薬管理が容易になるように支援しても、算定できない。



処方日数が同一の処方箋であっても考え方は同じと考えられますが、厳密な取り扱いにつきましては然るべき機関へのご確認もお願いいたします

# 疑義解釈

## 【2022/3/31疑義解釈その1】

他の薬局で調剤された薬剤や医療機関で院内投薬された薬剤を一包化したことに対しては外来服薬支援料1、一包化薬の指示がある処方箋を一包化したことに対しては外来服薬支援料2を算定できるが、併算定はできない。

